

6 輸 国 第 4 6 7 9 号

関税割当公表第 71 号の 2

令和 7 年度のパイナップル缶詰の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器ともの 1 個の重量が 10kg 以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。以下「パイナップル缶詰」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 7 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品      パイナップル缶詰（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 第 2008.20 号に規定するもの）
- 2 割当数量          35,800 トン
- 3 通関期限          令和 8 年 3 月 31 日

第 2 その他

関税割当申請書の提出の時期及び提出先、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和 7 年度のパイナップル缶詰の関税割当てについて（令和 7 年 3 月 11 日付け 6 輸国第 4156 号関税割当公表第 71 号）によるものとする。